

平成 29 年度 神奈川県教科書用図書選定審議会（第 1 回）

【事務局（後藤指導主事）】

開会前ですが、事務局からご連絡いたします。

本日の審議会の傍聴希望は 12 名でございます。なお、本日の審議会ですが、審議案件で非公開にする部分がございますので、公開が妥当かと存じますので公開としてよろしいでしょうか。

（了解をとる）

併せまして議事録についても、委員名を明記した発言記録といたしますのでご了解いただければと思います。また、議事録の作成にあたり、録音をさせていただきますことも併せてご了解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは傍聴者の入場、お願いします。

【司会（田崎指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 1 回神奈川県教科用図書選定審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、小野寺委員から欠席ということで連絡をいただいておりますことをご報告いたします。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部部長 遠藤から、委嘱状又は任命状の交付、並びにご挨拶を申し上げます。

【遠藤支援部長】

それでは改めましてみなさまこんにちは。支援部部長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただ今委員の皆様おひとりおひとりに委嘱状または任命状をお渡しいたしました。本審議会設置期間は無償措置法第 7 条により 4 月 1 日より 8 月 31 日までとなります。皆様方には、その間の委員をお願いすることになります。皆様方ご存知のように今年度は小学校の教科用図書は採択替えの年に当たってはございませんが、学習指導要領の一部改正により、これまで領域であった道徳が、「特別な教科 道徳」となるため平成 30 年から小学校で使用する道徳科の教科用図書の採択を行います。そのため本選定審議会は、本日 4 月 7 日を含めまして、6 月 2 日、7 月 14 日の 3 回の開催を予定させていただいております。教科書採択を行うことから本審議会は、本日を含め 3 回を予定しております。

教科用図書の採択に当たっては、都道府県教育委員会は法令に基づいて市町村教育委員会へ指導・助言・又は援助等を行うこととなっております。

その際、法令に基づきまして教科用図書選定審議会のご意見をお聞きすることになっております。本審議会のご意見を十分に尊重させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

本年度、当審議会へ諮問させていただきます事項は全部で 8 項目でございます。

本日、そのうちの小学校の「特別な教科 道徳」にかかる、平成 30 年度使用に小学校、義務教育諸学校前期課程で使用する教科用図書の採択の方針のほか、小学校「特別な教科 道徳」に係る 6 つの諮問事項を審議していただきます。本審議会の答申を基に、市町村等の関係機関に指導をしていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

終わりになりますが、主たる教材としての教科書の果たす役割は大変重要であることから、大

所高所からご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【司会（田崎指導主事）】

本日はお手元にごございます資料をもとにご審議をお願いいたします。

まず、本日の日程でございますが、このあと、

- 委員紹介
- 本審議会の趣旨説明
- 会長、副会長を選出する際の座長の選出
- 会長・副会長の選出をお願いいたします。

選出いただいた後、支援部長から本審議会へ諮問をさせていただきます。その後の審議につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。

本日は諮問事項の(1)から(6)について、ご審議いただきたいと考えております。

皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

はじめに、子ども教育支援課長、特別支援教育課長をご紹介します。

【宮村子ども教育支援課長】

子ども教育支援課長 宮村でございます。よろしくお願いいたします。

【横澤特別支援課長】

特別支援教育課長 横澤 でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田崎指導主事）】

続きまして、委員の紹介並びに本審議会の趣旨を、子ども教育支援課長 宮村 からご説明申し上げます。

【宮村子ども教育支援課長】

今回は、今年度の第1回の選定審議会でございますので、はじめに、お手元の名簿の順に委員の皆様をご紹介させていただきます。

青いインデックスの冊子を一枚おめくりいただきまして、左側に名簿がございます。大変恐縮ですが、私の方からお名前を読み上げて紹介させていただきます。その後でご起立ください。

では、委員の方々並びに事務局を紹介させていただきます。

(名簿順に各委員を紹介) (欠席の委員も紹介)

以上20名の委員です。よろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の趣旨等について説明させていただきます。「参考資料」と表示してございます赤いインデックスのついた資料をご覧ください。

「教科用図書選定審議会」につきましては、法令で定められたものでございますので、それらに関連した資料をもとに、説明させていただきます。

本審議会については、資料1にごございます「教科用図書の無償措置に関する法律」抜粋でございます。第10条にあるように、都道府県教育委員会の任務として審議会の意見を聞き、これをもとに市町村の教育委員会に対し採択に関しての指導・助言・援助を行うことになっております。

次に、4ページの「資料2」をお開きください。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」でございます。第8条に基づき、次の二つの事項に関し、県教育委員会の諮問を受けて、調査審議し、必要に応じて建議する

ことと、これが選定審議会の所掌する事務が規定されております。

一つ目といたしましては「市町村教育委員会等の教科用図書採択に関して、都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項」

二つ目は「都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項」と定められております。

この2点につきまして、委員の皆様にご審議していただくこととなります。

皆さんに諮問させていただき事項の具体につきましては、後ほど、遠藤支援部長より説明をさせていただきます。

最後に、本審議会における議事運営、ならびに議決について説明させていただきます。

7ページの「資料4」をご覧ください。

第3条（会長及び副会長）の定めにしたがい、「審議会を主宰し、会務を総理する」会長を1名、また「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」副会長を、このあと委員の皆様の互選により決めていただきます。

会長及び副会長を中心に議事を進めていただき、第4条の第3項にございますように「審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」となっております。

以上、採択に関わりましての概要を、法令に基づきまして説明申し上げました。

なお、それぞれの具体に関しましては、この後の議事に関わる部分のところで、それぞれ事務局から補足を加えながら説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【司会（田崎指導主事）】

それでは、このあと審議会に戻りたいと思います。お手元の参考資料の7ページ資料4をご覧ください。

審議会規則第3条に「会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める」とあります。

本審議会では、例年、この互選にあたり、まず、座長を委員の皆様から選んでいただき、座長の進行によりまして、審議会の会長、副会長を選出いただいております。

したがいまして、最初に座長を選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、よろしければ、事務局から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局お願いします。

【事務局（後藤指導主事）】

事務局から提案させていただきます。

会長、副会長の選出にあたりまして、座長を逗子市教育委員会 学校教育課長の川名 裕（かわな ひろし）委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【司会（田崎指導主事）】

事務局から、座長として川名委員にお願いしたいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。

《賛同多数》

ありがとうございます。

それでは、川名委員に座長として、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

川名委員、よろしくお願いいたします。

【川名座長】

それではただいまご紹介いただきました、逗子市教育委員会 学校教育課長 川名と申します。座長ということですので皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

では改めまして資料4の審議会規則の第3条でございますように、審議会に会長及び副会長各1名置き、委員の互選により定めるということになっております。

どなたか、会長、副会長をお勤めいただける方がございましたら、ご発言をお願いいたします。どなたもございませんようですが、事務局の方で何かお考え等がありますでしょうか。

【事務局（後藤指導主事）】

事務局といたしましては、会長には教育委員会の教育長さんに、副会長には特別支援学校の校長先生に、お願いできればと考えております。

したがいまして、会長に、秦野市教育委員会 教育長 内田 賢司（うちだ けんじ）委員を、副会長に、県立湘南養護学校 校長 藤井 高志（ふじい たかし）委員のお二人にお願いしたいと思います。

【川名座長】

ただ今、事務局から、会長に、秦野市教育委員会 教育長内田 賢司（うちだ けんじ）委員を、副会長に、県立湘南養護学校 校長 藤井 高志（ふじい たかし）委員のお二人についてご提案いただきました。

では、はじめに会長について、会長に、内田委員。ご賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございます。内田委員に会長をお務めいただくようになります。

続きまして、副会長に、藤井委員。ご賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございます。藤井委員に副会長をお務めいただくようになりました。

これで、会長、副会長の選出を無事に終えることができました。ご協力ありがとうございます。

それでは事務局に再び、進行をお願いします。

【司会（田崎指導主事）】

川名委員には座長として、円滑に進めていただき、大変ありがとうございました。

それでは、ここで恐縮ですが、内田会長、藤井副会長に席のご移動をお願いし、ご挨拶をお願いしたいと思います。

内田会長 よろしくお願いいたします。

【内田会長】

会長という大役を仰せつかりました。秦野市教育委員会教育長の内田でございます。皆様方のご協力を得まして会を進めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（田崎指導主事）】

内田会長 ありがとうございます。

続きまして、藤井副会長にご挨拶をお願いいたします。

【藤井副会長】

副会長を仰せつかりました、県立湘南養護学校校長の藤井と申します。より良い形でこの審議

会を進みますよう、携わってまいります。どうぞよろしく申し上げます。

【司会（田崎指導主事）】

次に、本審議会への諮問に移りたいと思います。

では、支援部長 遠藤から、諮問させていただきます。お手元の青いインデックスの2ページ「諮問事項」をご覧ください。

【遠藤支援部長】

諮問文を読ませていただきます。

平成 29 年度神奈川県教科用図書選定審議会諮問事項

- (1) 平成 30 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について
- (6) 平成 30 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (7) 小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について
- (8) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について
(向かい側の会長の席まで移動し手渡す。)

【内田会長】

ただいま支援部長から8項目にわたる諮問事項をお受けいたしました。このうち(1)から(6)までの6項目につきまして審議いたしますけれども、審議が無事に済みますようご協力お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【司会（田崎指導主事）】

では、ここからの進行は、内田会長にお願いいたします。

内田会長、よろしく願いいたします。

【内田会長】

はじめに、教科書の採択に関する概要等について、事務局からの説明を受けて、審議に入りたいと思います。

事務局、お願いします。

【事務局（後藤指導主事）】

お手元の赤いインデックスがついております参考資料の、1ページ「資料1」をご覧ください。

先ほどの、課長からの説明のとおり、本審議会は「教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて設置され、県教育委員会が、市町村の教育委員会に対し、県内義務教育諸学校の教科用図書採択に関して、採択に係る指導・助言・援助をするにあたり、本審議会に諮問し、その意見をお聞きしながら進めております。

本審議会の設置期間については、同法第11条の第2項で、『選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。』と定められています。

また、定数については、同じく第 11 条の第 3 項で、『選定審議会は、条例で定める人数の委員で構成する。』と、あります。

さて、本審議会を設置する具体的期間についてですが、同じく赤いインデックスがついた資料 4 ページ「資料 2」、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」をご覧ください。

第 7 条（教科用図書選定審議会の設置期間）については、『教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。』と、されております。

したがいまして、本審議会も 8 月 31 日までの期間、設置させていただくことになります。

また、選定審議会の委員について、でございますが、先ほど条例で定める人数で構成することをお話しいたしましたが、具体的には、施行令の第 9 条で『選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、

第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。』と、されており、第 1 号として、『義務教育諸学校の校長及び教員』

第 2 号として、『都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員』

第 3 号として、『教育に関し学識経験を有する者』と、委員の構成について、定められております。

審議会委員の定数につきましては、6 ページの資料 3 をご覧ください。「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」に『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 2 項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15 人以上 20 人以内とする。』と、定められております。

本年度の審議会は、先程御紹介させていただきましたように、20 人の委員をお願いしております。

恐縮ですが、1 ページの資料 1 にお戻りください。

採択地区につきましては無償措置法第 12 条第 1 項によりまして、本県では現在 25 の教科用図書採択地区を設定しております。この 25 地区につきましては、11 ページの資料 6 に記載された地区となっております。

平成 28 年度に、川崎市からこれまで 4 地区であった採択地区を 1 地区へ変更したいという申し出がありました。10 月の教育委員会臨時会でこのことが採決され、28 地区であった採択地区が、平成 29 年 4 月 1 日から、25 地区に変更になっています。

赤いインデックス資料 1 にお戻りください。採択につきましては、同じく第 13 条第 1 項により、市町村教育委員会等の採択権者は、県の指導・助言を受けまして種目ごとに 1 種の教科用図書を採択します。（第 13 条第 1 項）

さらに、第 13 条第 2 項により、県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書につきましては、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、県教育委員会が採択することになっております。

したがいまして、県立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに 2 校の県立中等教育学校、平塚中等教育学校及び相模原中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書につきましても、本審議会のご意見をうかがうことになりますので、よろしく願いいたします。

さらに、同条第 3 項にございますとおり、県立の中等教育学校の前期課程において使用する教

科用図書につきましては、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択することとなっております。

また、第1項に関しまして、採択地区内に2つ以上の市町村がある場合につきましては、第13条第4項及び第5項により、協議により規約を定め、使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設け、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

そして、採択しました教科用図書に関しましては、第14条において法令で定めるところにより、使用する期間が4年間となっております。これにつきましては、5ページの資料2、無償措置法施行令第15条第1項にあります。

ここにある学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に関しましては諮問事項5に関連しておりますので、その折りにご説明いたします。

続いて、7ページの資料4をご覧ください。本県における義務教育諸学校の採択につきましては、選定審議会規則第5条第1項に基づき、専門調査員会を設けまして、専門調査員を選出し、採択方針・観点に基づいて調査を行い、その資料をまとめ、審議会に報告を行うこととなっております。

平成29年度は、小学校「特別の教科 道徳」について、はじめての教科用図書の採択を行うため、専門委員会を設置し、すべての教科用図書について、調査・研究を行います。

2枚おめくりいただき、13ページの資料7には本年度の教科書展示会の会場を示してございます。この会場を中心に、6月16日から14日間、教科書を展示する予定でございます。

14ページの資料8には、参考までに、平成27年から30年度に公立小学校で使用する教科用図書一覧をお示ししております。

また、14ページには、平成28年から平成31年度に公立中学校で使用する教科書一覧と、県立中等教育学校の前期課程、横浜市立南高等学校附属中学校、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び川崎高等学校附属中学校で使用する教科書一覧をお示ししております。

続いて、16ページの資料9につきましては、教科書と教科用図書の定義についてまとめましたものでございます。このことにつきましては、諮問事項6で説明させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【内田会長】

ただいま事務局から詳細な説明がありました。ただいまの説明について、質問やご意見などある方はいらっしゃいませんか。特によろしいでしょうか。

それでは無いようなので概要について、委員の皆さんにご理解いただいたこととなります。

それでは、諮問事項(1)「平成30年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について」審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

【事務局（後藤指導主事）】

それでは諮問事項(1)「平成30年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について」お話をさせていただきます。

青インデックスの資料1をご覧ください。

説明に入る前に1ページの下線部について説明いたします。

まず、下線部につきましては、前年度から変更した箇所でございます。

先ほどもご説明したとおり、平成30年度には、小学校「特別の教科 道徳」が教科となるため、

今年度はじめての教科用図書の採択を行います。そのため、このことに沿った変更をしています。

諮問事項(1)の「1 平成30年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」でございますが(1)～(6)までございますが、それぞれのポイントにつきまして、ご説明いたします。

(1)については、教科書は検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択することと、学校教育法附則第9条図書（第9条に定める、特別支援学校・特別支援学級用の、いわゆる一般図書）の採択は、毎年度新たな図書を採択することができることを示しています。

(2)については、採択地区に設置される審議会等はすべての教科書について調査研究し、結果を報告すること。

(3)については、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、記載してございます。

(4)については、開かれた採択の推進を図る観点から、採択地区における審議会等の委員名、教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めることとございます。

(5)については、採択に当たって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることについての考え方を明確に示したところとございます。

(6)については、選定審議会の設置終了後に新たに採択する必要が出た場合について示しております。

以上でございます。

【内田会長】

ただいまの事務局の説明について、質問やご意見がある方はどうぞ。

では、諮問事項の1番目、平成30年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承しました。

次に、諮問事項(2)「教科用図書採択基準について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（後藤指導主事）】

資料1により説明いたします。

青いインデックスの1ページ。「資料1」の2、教科用図書採択基準についてご説明いたします。

(1)については、調査研究に当たっては文部科学省から示される、各発行者が作成する発行者ごとの教科書の編集方針等が記載されている「教科書編修趣意書」と県教育委員会の「調査研究の結果」を踏まえ、調査研究し採択をすることを記載してございます。

続きまして、(2)については、公明・適正を期し、採択することについての内容でございます。

採択権者の権限と責任を明確にし、公明・適正な採択を担保することが、今後も一層必要でございます。

(3)については、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択することについての内容で示されてございます。

以上の3点でございます。

【内田会長】

ただいまの事務局の説明について、質問やご意見がある方はいますか。

では、諮問事項の2番目、教科用図書採択基準について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承しました。

ここで休憩をとりたいと思います。

皆様いかがでしょうか。

それでは、休憩とします。再開は、15分後とします。

< 休 憩 >

それでは休憩前に引続き、審議を再開します。

次に、諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について」審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局(後藤指導主事)】

資料1により説明いたします。

続けて、赤いインデックスの11ページ「資料6」、同じく青いインデックスの1ページ「資料1」の3をご覧ください。「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について」ご説明いたします。

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、採択地区ごとに審議会等を置くこととなります。この審議会等の機能及び組織については、2ページの(1)から(7)に具体的に示されています。

赤いインデックスの11ページ「資料6」の採択地区をご覧ください。表の4番目の横須賀地区や5番目の鎌倉地区等がこれに当たるものです。

赤いインデックス1ページ「資料1」をご覧ください。無償措置法の第12条が採択地区に関する条文でございます。(12条第1項のみ読み上げる。)

「都道府県の教育委員会は当該都道府県の区域について、市町村の区域またはこれらの区域に併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。」と示されています。

以上でございます。

【内田会長】

ただいまの事務局の説明について、質問やご意見がある方はどうぞ。

では、諮問事項の3番目、1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について、この説明で各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承しました。

次に、諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法」について、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局(後藤指導主事)】

赤いインデックスの11ページ「資料6」の採択地区をご覧ください。愛甲地区、足柄上地区、足柄下地区がこれに当たります。

青いインデックスの2ページの4をご覧ください。「教科用図書採択地区内に2以上の市町村

が存する場合の採択方法について」ご説明いたします。

採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければなりません。

このことについては、赤いインデックスの2ページ「無償措置法の第13条第4項」に示されています。

この採択地区では、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなります。そこで、それぞれの町でどういう採択の仕方をしたらよいかを県教育委員会が指導・助言をいたします。その内容が青いインデックスの2ページ「資料1」の4の(1)から(7)でございます。

時間を取らせていただきますのでお読みいただければと思います。

説明については、以上でございます。

【内田会長】

ただいまの事務局の説明について、質問やご意見がある方はどうぞ。

では、諮問事項の4番目、教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承しました。

次に、諮問事項(5)「小学校「特別の教科 道徳」に係る平成30年度使用小学校、義務教育学校の前期教育課程教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（後藤指導主事）】

青いインデックスの3ページ「資料1」の5をご覧ください。

小学校「特別の教科 道徳」に係る平成30年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点についてお示ししております。

まず、調査研究にあたり、具体的にどのような観点に基づいて調査研究を進めていくかということを示しております。

では、「(1)の教科・種目に共通な観点」をご覧ください。

「ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」から「オ 表記・表現」までが教科・種目に共通な観点として、調査研究を行うこととなります。

まず、「ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」でございますが、教育基本法との関連では、「[教育の目標]第2条及び[学校教育]（第6条第2項）の内容を踏まえているか。」を調査研究の観点としております。

次に、学校教育法との関連では、「新たに規定された[小学校教育の目標]（第30条）の内容を踏まえているか。」ということを観点としております。

この内容は、「基礎的な知識及び技能を習得」「思考力、判断力、表現力」「主体的に学習に取り組む態度」といった、いわゆる「学力の3要素」に関するものでございます。

さらに、学習指導要領との関連では、各教科の目標について、また、教育内容の主な改善事項のうちの、4つの項目について調査研究の観点としております。

なお、「道徳教育の充実については」、道徳の調査研究の観点ですので括弧書きとさせていただきます。

次に、「イ かながわ教育ビジョンとの関連」までは、基本理念「未来を拓く・創る・生き

る・人間力あふれる かながわの人づくり」を実現するための教育目標としての、[思いやる力] [たくましく生きる力] [社会と関わる力] について踏まえているかを調査研究いたします。

「ウ 内容」につきましては、内容の程度、繰り返し学習させること、一面的な見解だけを取り上げているところはないか、他の教科等との関連などを観点としてあげております。

「エ 構成・分量・装丁」では、全体としての系統性、分量、体裁をあげ、内容以外の項目についても重要な観点として取り上げております。

「オ 表記・表現」につきましては、文章表現、漢字・かなづかい等の使用や、文字について、また、割付けについて等を観点としております。

次に、4 ページにお示ししている (2) 「特別の教科 道徳」にかかる観点についてです。

この部分につきましては、道徳が特別な教科となった経緯、新しい学習指導要領での道徳科の目標、指導にあたっての工夫について、新しい学習指導要領や解説を参考に記述しております。

まず、「道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる内容構成になっているか」につきましては、別資料でお配りしている小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 2 ページの第 1 章 総説 1 改定の経緯の 終わりの部分「このことにより、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、 「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。」を参考に記述しています。

次に、2 点目「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える工夫がなされているか」につきましては、同じ資料の小学校学習指導要領の道徳科の目標を参考に記述しています。

5 ページの「問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等は適切に取り上げられているか。」につきましては、(別資料でお配りしている道徳の資料) 小学校学習指導要領の中の教科書の指導に関わる部分として、96 ページ 「第 3 指導計画の作成と内容の取り扱い」の 「2 第 2 の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」、97 ページの「(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して問題解決学習的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること、を参考に記述しております。

【内田会長】

ただいまの事務局の説明について、質問やご意見がある方はどうぞ。

【川面委員】

教科書の発行者数について質問します。

小学校「特別の教科 道徳」の教科書は、何社から発行されていますか。

【事務局(後藤指導主事)】

教科書の検定につきまして発行社は 8 社ございます。冊数としましては 66 冊となっております。

【内田会長】

8 社 6 6 冊とのことですがよろしいでしょうか。

【川面委員】

はい。

【宮村子ども支援課長】

補足させていただいてもよろしいでしょうか。検定に合格した発行社が8社66冊ということで、このあと出版社の方が教科書目録の方に登録していく手続きがございます。検定に合格したすべてがそこに登録となりますと8社66冊となります。なお、この教科書目録については5月に県の方に送られてくる予定になっております。これは文部科学省からの聞き取りになります。

次の審議会においては目録とともに、調査員による調査研究についてもご審議いただけたらと思います。

【内田会長】

ほかに何かご質問ありますでしょうか。

【高部委員】

小学校「特別の教科 道徳」の教科書」の専門調査員は、何人がどのように選出されているのか。

【宮村子ども支援課長】

専門調査員については12名を予定しております。この人数につきましては平成26年度に小学校の教科用図書の採択がありました、教科書の発行社が8社ということで、そこから参考に人数を算出いたしました。専門調査員につきましては政令市を含め県内各地区からバランスを取りながら選出していく予定です。

【内田会長】

ただいま12名というお話がありましたけれどもよろしいでしょうか。

【高部委員】

はい。

【内田会長】

そのほか何かございますでしょうか。

【小林委員】

いま事務局の方から調査研究の内容だと思っておりますが、それについてご説明いただいたのですが、小学校「特別の教科 道徳」は今回はじめての教科書採択となるがどのようにして調査研究の観点を決めたのか教えてほしい。

【宮村子ども教育支援課長】

これはあくまでも提案でございまして、ぜひご審議のうえ決めていただきたいと思います。この3点をご提案させていただきました理由としては、先ほど事務局の方から内容説明させていただきましたが、まずは今回の学習指導要領を一部改訂ということで、新たな特別な教科道徳が生まれた経緯を大切にしました。先ほどの説明にもございましたが、これまで読み物資料と言われてきた道徳の授業の中で子どもたちが自らの課題ととらえて、自分のこととして考えを持つ、他の児童等とお互いの考えを交流する中で、より広い見方、考え方ができるようになる。先ほど見ていただいた指導要領の解説にもございましたが、「考える、議論する道徳」というキーワードが、文部科学省が繰り返し示してございます。各学校でそういった授業が展開できるような教科書であるかという観点を設定する必要がると考え提案させていただきました。

2点目の「物事を多面的・多角的に考える工夫がなされているか」につきましては、以上の経

緯を踏まえて改訂された小学校学習指導要領の道徳科の目標に基づくものでございます。子どもたちがこういった力をつけていくために工夫された教科書であるか、そういった観点で設定したものです。

最後に、「問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等は適切に取り上げられているか。」につきましては、読み物資料だけではなくそれぞれの学校の中で実践活動、問題解決的な学習といった、いろんな手法が授業の中で展開できる授業のようにそういったことが可能となるような工夫が教科書に取り入れられているかという観点を設定しました以上です。

【内田会長】

という事務局の説明でございますがよろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

「小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期教育課程教科用図書調査研究の観点について」了解を得たということでもよろしいでしょうか。

最後に、諮問事項(6)平成 30 年度使用特別支援教育関係強化用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

【事務局（後藤指導主事）】

次に、同じく青いインデックスの5ページ「資料1」の6をご覧ください。

平成 30 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点についてお示しております。まず、調査研究にあたり、小学校「特別の教科 道徳」と同様、具体的にどのような観点に基づいて調査研究を進めていくかということを示しております。

では、(1)の教科・種目に共通な観点をご覧ください。

「ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」から「オ 表記・表現」までが教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行います。また、「イ かながわ教育ビジョンとの関連」までは、先ほど「小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」のところの説明させていただいたものと同様でございます。

「ウ 内容」につきましては、内容の程度、内容の選択と扱い、児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮、他の教科等及び自立活動との関連などを観点としてあげております。

「エ 構成・分量・装丁」では、全体としての系統性、分量、体裁をあげ、やはり、内容以外の項目についても重要な観点として取り上げております。

「オ 表記・表現」につきましては、文章表現、漢字・かなづかい等の使用や、文字について、また、割付けについて等を観点としております。

7ページの最後の(2)「教科・種目別の観点」については、平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点、平成 28 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとするを定めてあります。

これについては、15 ページから 19 ページにかけての「平成 28 年度使用中学校、中等教育学校前期課程教科用図書調査研究の観点」、及び 20 ページ以降にございます「平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」をご確認ください。

それぞれの教科の特性に基づき、学習指導要領に示された内容・目標に照らして必要なものが

適切に取り上げられているか、子どもたちの発達の段階に即した内容が実現されているのか、そして興味・関心を引き出すようなものがあるかどうか、といった内容でそれぞれの教科によって調査研究を行う観点が生じています。

以上でございます。

これから先、特別支援教育課の堀野指導主事から説明がでございます。

【事務局（堀野指導主事）】

まず、学校教育法附則第9条図書についてです。

赤いインデックス資料9をご覧ください。中ほどの※印に附則第9条がでございます。【附則第9条】高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。とあります。

同じページの下にある、附則第9条について簡単に説明した図を御覧ください。授業で教材として用いることのできる図書は、「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」です。

さらに、特別支援学校や特別支援学級では、検定・著作に関わらず、大臣の指定により使用できる「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」があり、それらを含んで教科用図書と定義しております。

ご承知のとおり、特別支援学校に在籍しているお子さんは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱について、特別支援学級に在籍しているお子さんについては、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がいについて、程度や発達の状態、発達年齢と生活年齢の差、情報の収集など、一人ひとり違いがございました。

そのため、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」といった、教科書を使用するだけでは、学習目標に到達するために十分な効果が得られない場合がありますので、その教科書以外の物も教科用図書として使用しても構わないという規定がこの、附則第9条でございます。

教科用図書にどのようなものを使用するかは、そのお子さんがどのような教育課程で教育を受けているか、ということと深く結びついています。特別支援学校や特別支援学級では、小学校・中学校・高等学校と同じ教科書のほか、子どもの障がいの状態に合わせた教科書などを使って学習しております。

特別支援教育関係で使用されている特徴的な、教科用図書の例を何点か紹介いたします。

【実物を示しながら】

視覚に障がいのあるお子さんについては、「点字本」を作成し使用しております。

同じく視覚に障がいのあるお子さんについて、「拡大教科書」があります。「検定本」よりも文字を大きくしたり、レイアウトを工夫したりしています。

また、特別支援学校それぞれの障がいの特性に合わせて作成された「著作本」といわれる文部科学省が著作をしている教科書もあります。主に、知的障がい教育部門で採択されている教科書です。知的障がいのある児童生徒の学習指導要領の目標及び内容は学年ごとではなく、知的障がいの状況に応じて小学部で3段階、中学部で1段階の計4段階で構成されています。小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部は☆☆☆☆というように、各教科に示している具体的内容の各段階に対応するように作成されています。

【国語の教科書例示】これは国語の「著作本」です。これは国語の星2つですから、4段階のうちの2番目の教科書であるということです。

さらに附則第9条に規定される図書として採用されるのは、一般図書と検定教科書の下学年使用のものです。一番多いものが一般図書です。

一般図書では【提示】このように絵本や図鑑のように視覚的な情報が多いものもあります。文字情報より視覚情報のほうが理解しやすいお子さんがいるためです。

包丁でものを切る音や目覚まし時計の音など、音が出るようなものを使った方が、理解が進むというお子さんについてはそのような教科書を使用することが可能となります。

マナーに関すること、調理に関することなど、生活技術について書かれているものもあります。当然、言葉に関する学習、或いは数に関する学習の教科用図書もあります。

特別支援学校等では国語、算数等のいわゆる教科の学習をすることに加えて、様々な教科、領域を合わせた中で、お子さん一人ひとりに合った学習が考えられているため、このような本が教科用図書として採択されているわけです。

後ほど観点の中でもご説明しますが、一般図書は初めから授業に用いられることを想定されて作られているものではありません。そのため、ある一定の制限をもうける必要があります。たとえばカードのようなものの場合、穴を開けてリングを通した形を取って散逸しないもの、年間を通して教科書として使えるものというように採択することで、そのお子さんに適した教科書として扱うことができるようになります。

同じように附則第9条図書として検定本を他の学年で使うという、いわゆる「下学年使用」の場合も認められる場合があります。例えば、3年生のお子さんの障がいの状況に応じて、1年生の教科書を使用した方が、学習効果が上がるという理由から、教科書として使用していいという規定もあります。そういった意味で幅広い採択をしていく必要があるのが、この規定であるのご理解いただきたいと思います。

それでは、先ほどの調査研究の観点でございますが、青いインデックス資料1の5ページの6にお戻りください。

まず前文の3行目に「本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが特別支援教育に必要な観点の中心になっております。以下この部分が特にという部分を取り上げてご説明致します。

(1) 教科・種目に共通な観点とありますが、その中の6ページのウ内容の1番目の○をご覧ください。「内容の程度は、児童・生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性等からみて適切であるか。」とあります。これを一人ひとりの状況に合わせて選定をしていくということになります。そういった意味では、かなり多くの種類になるということが言えます。

次に、4番目の○に「他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか」とあります。先ほど附則第9条図書の説明を致しましたときにお話ししましたとおりに、ひとつの教科に限定をしない形で幅広い教科領域で使用出来る教科書を採択していくことも大事であるということです。

もう1点、エの構成・分量・装丁の3番目の○に「体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすいか、安全性にも配慮されているか。」が入っていることにご注目下さい。

一般図書は、初めから教科用図書として認められているわけではないので、どのようなものでもよいというわけにはまいりません。年間常に散逸することなく教科用図書として使うことができ

るもの、ないしは散逸しない工夫をすることで、一般図書から教科用図書を 選定していくことが可能になってくるかと思います。

最後に、7ページの(2)教科・種目別の観点についてです。

教科・種目別の観点につきましては、小学校及び中学校に準じます。

以上でございます。

【事務局（後藤指導主事）】

続きまして、今後の県立義務教育諸学校の採択の流れについて説明いたします。

続いて、青いインデックス、資料の2、3、4についてご説明いたします。

24 ページ以降でございます。県立の義務教育諸学校に該当する特別支援学校の小学部及び中学部、中等教育学校の前期課程で使用する教科書につきましては、県立ということで県教育委員会が採択権者として採択することとなります。

その関係で青いインデックスの資料2、3にお示してございますように本審議会の答申を受け、県教育委員会が採択方針及び手続要領をつくり、県立特別支援学校及び県立中等教育学校が研究を進めていくこととなります。

そこで今後の教科書採択手続きの流れを青いインデックスの資料4でご説明いたします。

第一回選定審議会が4月に書かれております。以降4月の審議会で採択方針等について扱い、そのあと県教育委員会、右側に沿って進めていくこととなります。

以上でございます。

【内田会長】

ただいま平成30年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について、説明がありましたがご質問がありましたらお願いします。

【高部委員】

特別支援学校で採択する教科用図書は際限なく幅広い図書の中からどうやって選びだされているのでしょうか。

【事務局（堀野指導主事）】

県立特別支援学校採択の教科用図書による一般図書は、平成24年度より教育局特別支援課を示す、県の推奨する500冊リストを基に各校で調査する研究を十分に行い、図書を選択することとしております。この県の推奨する500冊リストはこのような形で作らせていただいております。

【実物を手に取り】このような形で示されております。この中に500冊が示されているということです。内容につきましても毎年更新しております。更新にあたりましては特別支援学校教諭を構成員とした調査研究資料、作成会議を開催し児童生徒の実態を踏まえて検討を行っております。

【内田会長】

今、説明がございましたがよろしいでしょうか。ほか、何かございますか。

【中川委員】

説明ありがとうございました。非常に膨大な量で、しかも子どもたちひとりひとり教材が違ってくるとなるとそれをどのようにしてほかの子どもたちに流用するか。効率の問題もあるのではないかと思います。非常に重要な役割だと思っておりますが、どのようになっていますか。非常に大変だとは思いますがどのようにお考えですか。

【事務局（堀野指導主事）】

先ほどもご説明いたしましたが、調査研究を行う作成会議の方を開催しておりますので、その

中でも児童生徒に合った本を選んでおりますし、学校の中でも会議をもちましてその児童生徒に合った作成、選定をしております。

【中川委員】

赤いほうのインデックスの資料を見ますと、それぞれの採択のところでもどんな形で、ここはどれを使っているといったそういう資料を出していただくと波及していくのではないかと。そのような調査はあまりされていないのでしょうか。

【横澤特別支援課長】

ありがとうございます。補足させていただきます。500冊リストを作るにあたりまして特別支援教育課本課の方で指導主事が中心になり、さらに学校現場から委員を募りまして、各学校の現場の教員が入りましてリストを作らせていただいております。毎年3種から4種くらいで入れ替えがございますけれども、さらに委員がおっしゃいますように子どもたちの障がいの状態それぞれお一人お一人さまざまですので、その中でも実際の授業の中でそれぞれの教科、状態に合わせてやっております。要望がございまして、そのような資料がほしいとのことですので必要に応じて各学校の方で情報を公開していくようにいたします。

【内田会長】

よろしいでしょうか。ほかに何かご意見ありますでしょうか。

【中川委員】

全体に係ることで、デジタル教材についてなのですが、ここで選ばれている教科書でデジタル対応についてはどうなのでしょう。

【宮村子ども教育支援課長】

それは特別支援学校に限らずでしょうか。基本的には、まだ採択の対象となる教科用図書についてはデジタルということにはなっておりません。採択をした教科用図書を各学校で使う中で、いわゆる副教材として各自治体で様々なんですけども、納入していったコンピューターの中でコンテンツとしてそういった教材を活用していくというのがあるんですけども、そういった教科書を審議したり、採択したりという状況までは至っていないところなんです。

【中川委員】

将来的にも難しいところですか。

【宮村子ども教育支援課長】

それはまだわかりません。

【内田会長】

各市町村でICT環境の整備状況が違うわけです。ほかによろしいでしょうか。平成30年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について説明があったわけですが、皆様の了承を得たということによろしいでしょうか。

ではこの件につきまして了承いたしました。

県立義務教育諸学校の採択について説明ありましたが、いかがでしょうか。

それでは、県立義務教育諸学校の採択については、説明にあったとおりの流れで進めてください。宜しく願いいたします。

それでは、以上で本日の議題がすべて終了いたしました。

本日ご承認いただいた諮問事項の(1)から(6)に関しましては、後日、会長の私の方から、答申を作成して、教育委員会へ提出したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

<賛 同 多 数>

それでは、ご了承いただきましたので、そのようにしたいと思います。

最後に、全般を通して、委員の皆様方からご意見・ご質問、あるいは事務局への要望等はございますか。

特にございませんか。

それでは、議事について終了させていただきます。御協力ありがとうございました。司会を事務局へ戻します。

【司会（田崎指導主事）】

内田会長、藤井副会長ありがとうございました。

最後に委員の皆様からご意見はないでしょうか。

それでは、次の開催日の連絡でございます。「第2回 6月2日 金曜日」本日と同様、半日の日程で、神奈川県教育委員会 委員会会議室にて開催いたします。内容は、諮問事項(7)についてご審議いただきます。

詳細は、近くなりましたらご案内をいたしますので、よろしく願いいたします。

皆さま、本当にありがとうございました。本日の日程は全て終了いたしました。最後に支援部部長 遠藤より、閉会のごあいさつを申し上げます。

【遠藤支援部長】

本日は、慎重なるご審議をいただき誠にありがとうございました。

今日決められました、教科用図書の採択について、採択基準について、採択方法について、小学校の特別の教科 道徳についての平成 30 年の方ですね。調査研究の観点を決めさせていただきました。これに基づきまして調査研究を5月いっぱいさせていただきます。次回6月2日には第2回を行います。「小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について」をご提示いただきまして、ご審議をいただくこととなります。

本日同様、半日日程を予定しておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

本日はありがとうございました。

(終了)